様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年　11月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）えぃとぅえっくすでぃれくしょんずごうどうがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 AtoXディレクションズ合同会社  （ふりがな）まるよし としゆき  （法人の場合）代表者の氏名 代表社員 丸吉 利幸  住所　 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目８-３  丸の内トラストタワー20階  法人番号　7010003037049  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 会社概要 | | 公表日 | 2022年（令和4年）4月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | AtoX Directions ホームページ  <https://www.axd-llc.jp/about>  「経営理念」「デジタル活用に係わる指針」 | | 記載内容抜粋 | 企業の持続的成長を促すためにDigitalaizationを通じ てDigital transformation；DXの土台を作り、中小企業 を含めた全ての企業がAからX(未知)への成長の道筋を示 すことに貢献します。  当社は企業経営を行うにあたり、常に将来のデジタル活用を見据えた戦略や方針をお客様及び自社に対して策定・提供し続けます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表である丸吉利幸によって全てのHP内容・文章は作成している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①会社概要  ②コンサルティング | | 公表日 | ①2022年（令和4年）10月7日  ②2024年（令和6年）11月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | AtoX Directionsホームページ  ①https://www.axd-llc.jp/about  「デジタル活用に係わる指針」  ②https://www.axd-llc.jp/  「AtoXだから出来ること」 | | 記載内容抜粋 | ◆デジタル活用に係わる指針  当社はデジタル化で得たデータを活用して、ホームペー ジからの集客の改善・営業ターゲティング精度の効率化 ・デジタルツール利用による業務時間の削減等を推進、 常に改善を続けます。  ＜補足＞具体的なデジタルツール（名刺管理システム、クラウド型グループウェアサービス、クラウド会計ソフト、人事労務管理ソフト・税務申告ソフト、コミュニケーションツール、電子契約サービス等）  ◆AtoXだから出来ること  各部門のプロジェクト・施策にて営業利益・経常利益上 昇、翌四半期でも次の施策で次のシステムの導入やプロ ジェクトを推進、そして別のプロジェクト・施策へ。中 長期的にお客様へ伴走型支援の成長サイクルを回し続け 、毎期・毎年の企業成長をご提供することが可能です。 結果、貴社の成長を持続的なものへと導くことができま す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表である丸吉利幸によって全てのHP内容・文章は作成 している。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 会社概要「デジタル活用に係わる指針」 | | 記載内容抜粋 | 当社は戦略を効果的に進めるために、常に最新のデジタル技術を活用するための体制の構築と環境の整備を行い(『デジタル推進室(仮称)』の設置)、新規採用の際にはデジタル人材の確保、採用後も週1回以上のデジタル企業との教育研修を通じて育成にも努めます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 会社概要「デジタル活用に係わる指針」  コンサルティング「SaaS/DX支援コンサルティング」 | | 記載内容抜粋 | 「デジタル活用に係わる指針」  当社はお客様へ最新のサービスを提供すべく、常に最新 の情報処理技術が活用できるよう環境を整備します。  ＜補足＞  下記具体的方策によって、自社をDX化、また他社クライ アントへもDX支援を行っていきます。下記のようなデジ タルツールを当社に導入、これらから得られるデータを 蓄積し、それらを将来AIやディープラーニングにて活用 できるような最新の情報処理技術を活用するための環境 整備を整えていきます。  「SaaS/DX支援コンサルティング」  ◆SaaS (会計・人事・法務・労務・総務などそれぞれの 部門へ)導入：各管理部門のシステムの診断及び導入  ◆効果的なシステムの導入・リプレイス 上記システムを 効果的に導入  ◆(Digitization『A』⇒Digitalization⇒DX(Digital Transformation)『X』（『A』から『X』へ） DXの基礎と なるデジタイゼーション・デジタライゼーションの導入 から始まり、その後、AIやDL(ディープラーニング)を活 用したDX化を進めていくための環境整備(クラウドシステ ムなどによるデータの蓄積)をすすめていく。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 会社概要 | | 公表日 | 2022年（令和4年）10月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | AtoX Directions ホームページ  <https://www.axd-llc.jp/about>  『デジタル活用に係わる指針』 | | 記載内容抜粋 | 当社は自社に蓄積されたデータを活用し新たなサービスが生み出せるようDXを推進し、そのデータ収集・活用数を以て戦略の達成度合いの指標とします。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①2022年（令和4年）10月18日  ②2022年（令和4年）10月4日 | | 発信方法 | ① ホームページ（<https://www.axd-llc.jp/about>  「デジタル活用に係わる指針」  ② 当社ブログ（https://www.axd-llc.jp/blog）  「DX(Digital Transformation)」  https://www.axd-llc.jp/post/dx-%E3%83%87%E3%82%B8%E3%82%BF%E3%83%AB%E3%83%88%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%BC%E3%83%A1%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B3 | | 発信内容 | ①「デジタル活用に係わる指針」  ・当社は企業経営を行うにあたり、常に将来のデジタル活用を見据えた戦略や方針をお客様及び自社に対して策定・提供し続けます。  ・当社はデジタル化で得たデータを活用して、ホームページからの集客の改善・営業ターゲティング精度の効率化・デジタルツール利用による業務時間の削減等を推進、常に改善を続けます。  ・当社は戦略を効果的に進めるために、常に最新のデジタル技術を活用するための体制の構築と環境の整備を行い (『デジタル推進室』の設置)、新規採用の際にはデジタル人材の確保、採用後も週1回以上のデジタル企業との教育研修を通じて育成にも努めます。  ・当社はお客様へ最新のサービスを提供すべく、常に最新の情報処理技術が活用できるよう環境を整備します。  ​・当社は自社に蓄積されたデータを活用し新たなサービスが生み出せるようDXを推進し、そのデータ収集・活用数を以て戦略の達成度合いの指標とします。  ②ブログ「DX(Digital Transformation)」中小企業におけるDXの必要性、中小企業にDXが進まない理由等について発信。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年9月頃 ～ 2024年9月頃 | | 実施内容 | 実施内容：別途添付で提出している『「DX推進指標」自己診断フォーマットver2.4』にて、実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握済 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年9月頃 ～ 2024年9月頃 | | 実施内容 | 「SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）」にて確認済み（点数:100点）  自己宣言ID：40224441522 取組み段階：二つ星 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。